

非常勤職員の業務上横領事件に関する対応について

[2014年]

- 10. 4 他法人の連絡から当法人での横領の可能性が判明
- 10. 5～ 当該職員への聴取、預金通帳金額確認
- 10. 7 預金通帳残高から横領確認
- 10. 16までに当該職員から預金通帳が郵送される
- 10. 22 運営委員会で謝罪と経過説明
- 10・28 理事会で刑事告訴、債務弁済へ向けて弁護士依頼を決定
- 12. 11 臨時総会で謝罪と経過説明、当該職員の除名決議
- 12. 12 強制執行承諾文言付債務弁済契約証書を当該職員と締結（返済期限12/20）
- 12. 25 寄付者から文書質問書あり（1/11回答、その後1/16質問書あり1/18回答、2/26返還要求あり）
現金等取扱マニュアル承認・施行
- 12. 26 ホームページで謝罪と経過説明

[2015年]

- 1. 8 横浜水上警察署へ業務上横領罪容疑で刑事告訴（2/25警察署受理）
- 1. 13 記者発表
- 1. 17 一般社団法人から要望書提出
- 1. 21 横浜市市民局へ事件概要を文書報告、同日川崎市へ文書報告
- 1. 15 第三者評価委員会へ依頼
- 2. 16 当該職員宅へ理事長、弁護士ほか3名計5名で返済を督促、差押申立
- 2. 12 川崎市長名で、6項目の報告書徴収の通知文書を受理（3/16文書回答）
- 2. 19 現金等取扱マニュアル改正
- 2. 27 横浜市長名で、9項目の報告書徴収の通知文書を受理（3/20文書回答）
- 3. 25 横浜市立ち入り検査、聴取
- 3. 26 川崎市立ち入り検査、聴取
- 4・27 第三者評価委員会調査報告書受理
- 5. 1 記者発表（第三者委員会報告）
- 5. 7 会員等に対しての報告会、意見交換会